

広島県告示第五百四十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百七十条第三項の規定によつて、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

令和三年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

江の川漁業協同組合

2 住所

三次市三次町一八五七―一

二 免許番号

内水共第四十号

三 変更の内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|------------------------------------|-----------------|--|------------------------------------|-----------------|
| (漁具, 漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる漁具, 漁法による遊漁は, イ欄に掲げる規模の範囲でウ欄に掲げる期間内でなければならない。 | | | (漁具, 漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる漁具, 漁法による遊漁は, イ欄に掲げる規模の範囲でウ欄に掲げる期間内でなければならない。 | | |
| ア 漁具, 漁法 | イ 規 模 (網目は, 15 センチメートルについてである。) | ウ 期 間 | ア 漁具, 漁法 | イ 規 模 (網目は, 15 センチメートルについてである。) | ウ 期 間 |
| 友 釣 | 種あゆを利用して行う, かけ釣の使用 <u>4本</u> まで | あゆ解禁日から11月30日まで | 友 釣 | 種あゆを利用して行う, かけ釣の使用 <u>3本</u> まで | あゆ解禁日から11月30日まで |